

森林・林業基本計画の変更にあたっての検討の視点（案）

現行計画	検討の視点
<p>第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針</p> <p>1 森林及び林業をめぐる情勢の変化と施策の効果に関する評価を踏まえた新たな基本計画策定の必要性</p> <p>(1) 利用可能な資源の充実 高年齢級の人工林は、広葉樹林化、長伐期化等の将来の目指すべき姿に応じて多様な森林整備を進めていくための分岐点</p> <p>(2) 森林に対する国民ニーズの多様化 京都議定書の目標達成、山地災害の発生に対する国民の安全・安心の確保、環境教育の場や森林セラピーなどによる健康づくりの場、花粉の発生抑制など国民のニーズが多様化。</p> <p>(3) 木材の需要構造の変化と新たな動きの活発化 品質・性能の明確な製品や大量・安定的な木材供給が求められる中、集成材や針葉樹合板を中心に国産材利用が拡大の兆し</p> <p>(4) 林業及び木材産業の構造改革の立ち遅れ 森林所有者の施業意欲は減退し、私有林の所有構造や林業事業体の事業規模は依然として小規模零細。木材産業についても、総じて国産材の生産、加工及び流通は小規模かつ分散的</p> <p>2 新たな基本計画策定にあたっての基本的視点</p> <p>(1) 国民・消費者の視点の重視 立地条件、社会的条件及び国民のニーズに応じ、長期を見通した方向付けの下に施策を推進することが重要</p> <p>(2) 環境保全への貢献 森林及び林業が本来有する環境の保全機能を最大限に引き出すことを旨として施策を展開する必要</p> <p>(3) 新たな動きを踏まえた攻めの林政の展開 創意工夫を活かした効率的な施業など新しい動きを積極的に伸ばしていく「攻めの林政」を展開していく必要</p>	<p>森林・林業再生プランに基づく「森林・林業の再生に向けた改革の姿」、現行基本計画に基づく取組の評価と課題等を踏まえた施策の見直しや今後の方向性を整理 また、現行計画に掲げる目標の実現に向けた取組の効果や問題点等についても検討</p>

現行計画	検討の視点
<p>第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>1 目標の達成に向けた取組の検証 目標に対する平成17年までの達成状況は低位</p> <p>2 目標設定に当たっての基本的考え方 森林所有者等による森林の整備及び保全、林業、木材産業等の事業活動や林産物の消費に関する指針としての役割</p> <p>3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標</p> <p>(1) 目標の意義 森林所有者はもとより地域住民等の理解を深めるとともに、計画的かつ効果的な森林の整備及び保全を進める上での指針</p> <p>(2) 目標の定め方 重視すべき機能に応じ、「水土保全林」、「森林と人との共生林」並びに「資源の循環利用林」に区分し、各般の課題が解決された場合に実現可能な森林の状態を目標として提示</p> <p>(3) 望ましい森林の姿とその誘導の考え方 水土保全林 高年齢級の森林及び育成複層林への誘導等 森林と人との共生林 自然環境等の保全・創出等 資源の循環利用林 効率的かつ安定的な木材の供給等</p> <p>(4) 森林の有する多面的機能の発揮に向けて重点的に取り組むべき事項 国民のニーズに応えた多様で健全な森林への誘導 京都議定書の約束達成に向けた総合的取組の推進 国民の安全・安心の確保のための治山対策の推進 優れた自然環境を有する森林の維持・保存 松くい虫等の森林病虫害と野生鳥獣による森林被害対策の推進 森林を支える山村の活性化 国民参加の森林づくりの推進</p>	<p>3機能区分に代わる森林の区分のあり方等(例えば、水源かん養機能、山地災害防止機能などを発揮するための望ましい森林の姿や誘導方法などをどのように示すべきか)</p> <p>(4)の「重点的に取り組むべき事項」については、記述内容の重複を避けるため、「第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」に統合する方向で検討</p>

現行計画	検討の視点
<p>(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 10年後(平成27年)、20年後(平成37年)における 森林の3区分毎の育成単層林・育成複層林・天然生林面 積 総蓄積、ha当たり蓄積 総成長量、haあたり成長量</p> <p>4 林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>(1) 目標の意義 関係者が行う事業活動や一般消費者を含めた需要者に とっての木材の消費に関する指針</p> <p>(2) 目標の定め方 森林の区分にふさわしい施業が実施された場合に供給 される実現可能な木材の供給量、各般の課題が解決され た場合において実現可能な利用量の目標</p> <p>(3) 林産物の供給及び利用に向けて重点的に取り組むべき 事項 木材の安定供給体制の整備 木材産業の競争力の強化 消費者重視の新たな市場形成と拡大</p> <p>(4) 林産物の供給及び利用に関する目標 10年後(平成27年)における 木材の供給量 及び用途別の利用量</p> <p>5 関係者の役割</p> <p>(1) 地方公共団体 (2) 森林所有者 (3) 森林組合等の林業事業体 (4) 木材産業関係者 (5) 企業、N P O、国民</p>	<p>5年後(平成27年)、10年後(平成32年)及び20年後(平成42年)における目標値の提示を検討</p> <p>(3) の「重点的に取り組むべき事項」については、記述内容の重複を避けるため、「第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」に統合する方向で検討</p> <p>5年後(平成27年)、10年度(平成32年)における目標値の提示を検討</p>

現行計画	検討の視点
<p>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策</p> <p>(1) 多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な 整</p> <p>(2) 国土の保全等の推進</p> <p>(3) 技術の開発及び普及</p> <p>(4) 森林を支える山村の活性化</p> <p>(5) 国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進</p> <p>(6) 国際的な協調及び貢献</p> <p>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p> <p>(1) 望ましい林業構造の確立</p> <p>(2) 林業労働に関する施策</p> <p>(3) 林業生産組織の活動の促進</p> <p>(4) 林業災害による損失の補てん</p> <p>3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策</p> <p>(1) 木材の安定供給体制の整備</p> <p>(2) 木材産業の競争力の強化</p> <p>(3) 消費者重視の新たな市場形成と拡大</p> <p>(4) 林産物の輸入に関する措置</p> <p>4 国有林野の管理及び経営に関する施策</p> <p>5 団体の再編整備に関する施策</p> <p>(1) 森林組合系統組織の改革の促進</p> <p>(2) 団体間の連携の強化</p>	<p>第1に掲げる方針、第2に掲げる目標を踏まえ、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策について体系的に整理</p> <p>国有林の一般会計化に向け、新たな国有林のあり方を検討</p>
<p>第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>1 施策の工程管理と評価</p> <p>2 財政措置の効率的かつ重点的な運用</p> <p>3 的確な情報提供を通じた透明性の確保と総合的な広報活動の充実</p> <p>4 効果的・効率的な施策の推進体制</p>	<p>最近における諸情勢を踏まえ、所要の事項を整理</p>
<p>その他</p>	<p>基本計画と全国森林計画の一体化について検討</p>